

かごしままちなか文化彩企画運営業務委託契約に係る
企画提案競技（プロポーザル）実施要領

1 業務名

かごしままちなか文化彩企画運営業務

2 業務の目的

誰もが鑑賞し、参加できる文化芸術イベントとして、かごしままちなか文化彩を開催することで、市民の心に潤いをもたらし、まちの活力につなげる。

3 業務の概要・仕様

別紙仕様書（案）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

5 予算額

本業務の委託見積限度額は、次のとおりとする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

9,503,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 企画書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第5）

※企画提案書作成上の留意点

任意様式での提出でも問題ないが、様式第5に記載の項目については必ずどの項目に関する提案か明確にしたうえで記載すること。

② 費用見積明細書（様式第6）

③ 業務スケジュール

(2) 形式等

① 形式

原則としてA4版たて、横書き、左綴じ、両面印刷とする（着色可）

※書類はステーブルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること。

② 表紙

企画書の表紙には、宛名「鹿児島市長」、タイトル「かごしままちなか文化彩開催業務企画書」及び提出年月日を記載する。

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

- ・ 正本の表紙には住所、会社名、代表者名を記入すること。
- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出期限

令和 6 年 6 月 5 日（水）午後 5 時 1 5 分（必着）

(6) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（直接持参の場合は、土曜日・日曜日・休日の終日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

(7) 提出先

〒 8 9 2 - 8 6 7 7

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市市民局市民文化部文化振興課（みなと大通り別館 1 階）

(8) 提出方法

郵送又は直接持参

なお、郵送の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(9) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

(10) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合により、企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

7 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市市民局市民文化部契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案書等提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

① 日時：令和5年6月11日（火）（予定）

② 留意事項

- ・開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・プレゼンテーション審査において使用する資料は、「6(1) 提出書類」で提出した書類を使用することとする。

(2) 審査項目

- ① 企画提案書の提案内容
- ② 見積額及び費用の妥当性
- ③ 総合評価

(3) 選定結果通知

選定結果通知については、個別に文書で通知する。

8 企画提案競技等日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時等
告示	令和6年4月25日（木）
質問受付	令和6年5月2日（木）午後5時15分まで
質問回答	令和6年5月9日（木）まで
参加申出書提出	令和6年5月16日（木）午後5時15分まで
企画提案競技参加決定通知	令和6年5月22日（水）まで
企画提案書提出	令和6年6月5日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和6年6月11日（火）（予定）
プレゼンテーション審査 結果通知	令和6年6月18日（火）（予定）
契約締結	令和6年6月中（予定）

9 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。なお、業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額
予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

10 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出書類は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

11 本業務担当者

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部文化振興課（みなと大通り別館1階） 担当：河東

TEL 099-216-1501 FAX 099-216-1128

Email bunkashinko@city.kagoshima.lg.jp